厚生労働省
沖縄労働局
Okinawa Labour Bureau

Press Release

沖　縄　労　働　局　発　表
令和５年（2023年）12月22日

【照会先】
職業安定部長　高崎美奈子
職業対策課長　比嘉淳二
（電話）098-868-3701

令和５年 沖縄県内の障害者雇用状況の集計結果

～民間企業の実雇用率は3.24%で過去最高を更新、2年連続全国1位～

沖縄労働局では、このほど、沖縄県内の民間企業や公的機関などにおける、令和５年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は2.3%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年６月１日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集計したものです。

【集計結果の主なポイント】

＜民間企業＞（法定雇用率2.3%）

○実雇用率は過去最高を更新。

・雇用障害者数は5,462.0人、対前年8.4%（421.0人）増加

・実雇用率は3.24%、対前年比0.27ポイント上昇。全国１位(前年1位)

○法定雇用率達成企業の割合は65.2%（前年比4.2ポイント上昇）

・対象企業1,086社、法定雇用率達成企業708社

○法定雇用率未達成企業の割合は34.8%（前年比4.2ポイント減）※改善

・法定雇用率未達成企業は378社。うち、障害者を１人も雇用していない企業（０人雇用企業）は235社、未達成企業に占める割合は62.2%。

＜公的機関＞（法定雇用率2.6%、県教育委員会は2.5%）※（　）は前年の値

・県の機関：雇用障害者数256.5人（247.5人）、実雇用率2.97%（2.87%）達成

・県教育委員会：雇用障害者数218.0人（210.5人）、実雇用率1.82%（1.78%）未達成

・市町村の機関：雇用障害者数504.0人（507.5人）、実雇用率2.38%（2.43%）未達成

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

１．民間企業における雇用状況

○　雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

・民間企業（43.5人以上規模の企業：法定雇用率2.3%）に雇用されている障害者の数は5,462.0人で、前年より421.0人増加（前年比8.4%増）となった。

・雇用者のうち、身体障害者は2,456.0人（対前年比0.5%減）、知的障害者は1,570.0人（同3.6%増）、精神障害者は1,436.0人（同36.0%増）となった。

・実雇用率は、過去最高の3.24%（前年は2.97%）、法定雇用率達成企業の割合は65.2%（同61.0%）であった。

［第１表、グラフ(1)、(2)］

第1表　民間企業における障害者の雇用状況(総括表)　（法定雇用率　2.3%適用）

区分	①	②	③ 身体障害者の数					④ 知的障害者の数					⑤ 精神障害者の数				⑥	⑦	⑧	⑨
	企業数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数（注1）	A 重度身体障害者（注4）	B 重度身体障害者である短時間労働者（注4）	C 重度以外の身体障害者（注4）	D 重度以外の身体障害者である短時間労働者（注4）	E 計 A×2+B+C+D×0.5 (注2)(注3)	A 重度知的障害者（注4）	B 重度知的障害者である短時間労働者（注4）	C 重度以外の知的障害者（注4）	D 重度以外の知的障害者である短時間労働者（注4）	E 計 A×2+B+C+D×0.5 (注2)(注3)	C 精神障害者（注4）	D 精神障害者である短時間労働者（注4）	E Dのうち該当する者（注5）に	F 計 C+(D−E)×0.5+E (注3)	障害者の数 ③E+④E+⑤F	実雇用率 ⑥÷②×100	法定雇用率達成企業の数	達成割合 ⑧÷①×100
R5年計	1,086	168,622.5	670	198	785	266	2,456.0	209	65	883	408	1,570.0	500	936	936	1,436.0	5,462.0	3.24 %	708	65.2 %
R4年計	(1,078)	(169,863.0)	(689)	(199)	(788)	(209)	(2,469.5)	(199)	(79)	(831)	(415)	(1,515.5)	(468)	(731)	(445)	(1,056.0)	(5,041.0)	(2.97) %	(658)	(61.0) %

注：１．②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

２．③④Ａ欄の重度障害者については法律上、１人を２人に相当するものとしており、Ｅ欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。

３．③④⑤Ｄ欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者（⑤E欄（注５参照）に該当する者を除く）である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとする。

４．③④のＡ、Ｃ欄及び⑤のＣ欄は１週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、③④のＢ、Ｄ欄及び⑤のＤ欄は１週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。

５．⑤Ｅ欄の労働者とは、精神障害者であるすべての短時間労働者である。
ただし、令和４年においては、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者のみとしていた。
(1)令和元年６月２日以降に採用された者であること。
(2)令和元年６月２日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。

(1)民間企業における<u>障害者の数の推移</u>

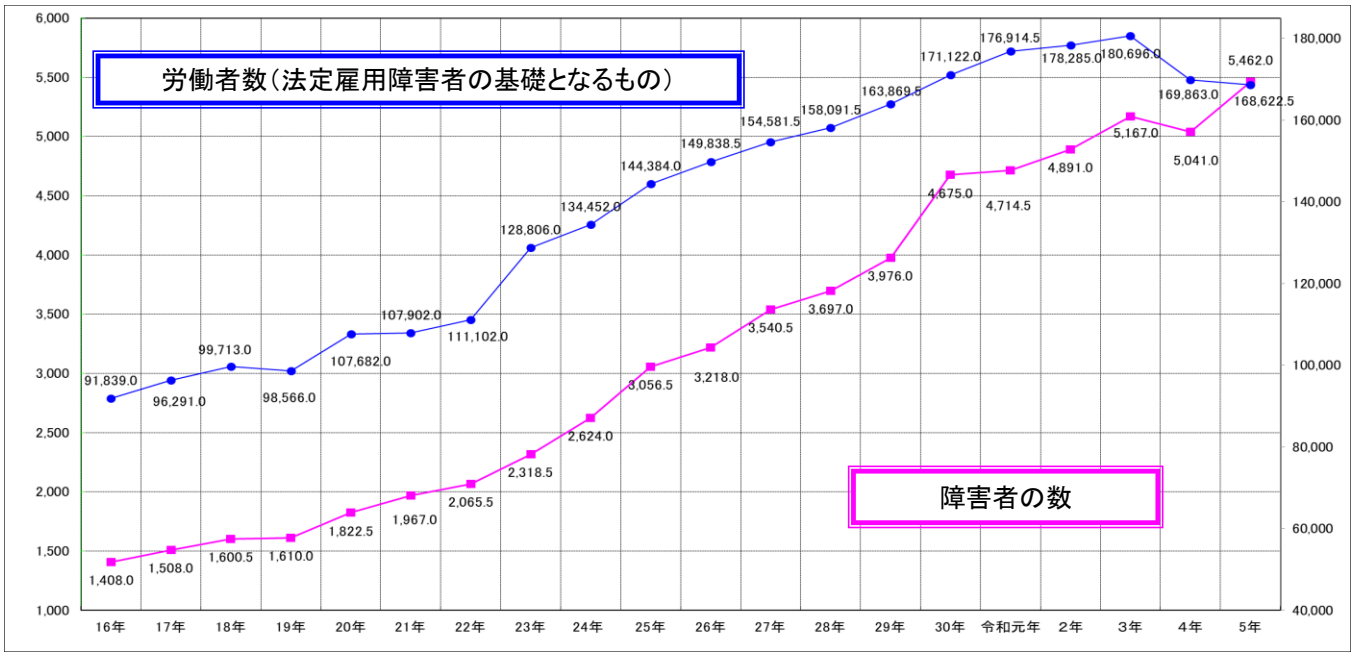

(注) 平成22年7月に制度改正（短時間労働者の算入、除外率の引下げ等）があったため、平成23年以降と前年までの数値を単純に比較することは適当ではない。
(注) 「法定雇用障害者数」については、P12参照「労働者数」、「障害者の数」については、第1表（注）参照

（2）民間企業における障害者実雇用率の推移

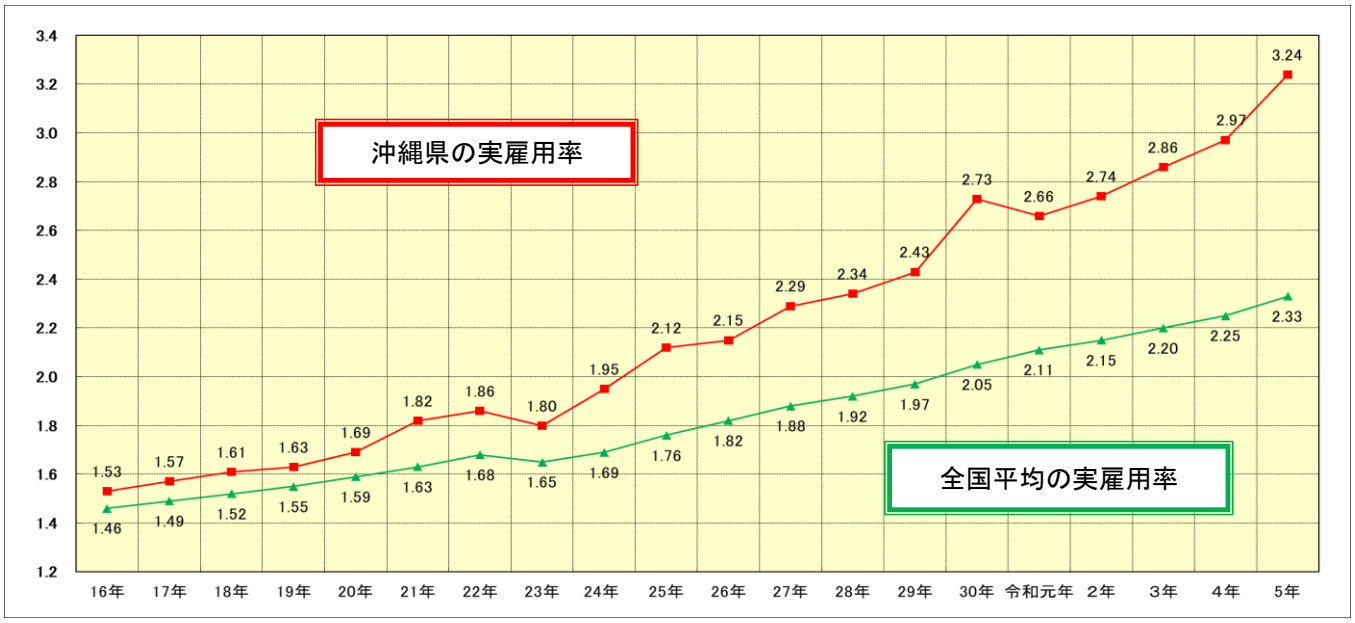

（注） 平成22年7月に制度改正（短時間労働者の算入、除外率の引下げ等）があったため、平成23年以降と前年までの数値を単純に比較することは適当ではない。

＜法定雇用率＞

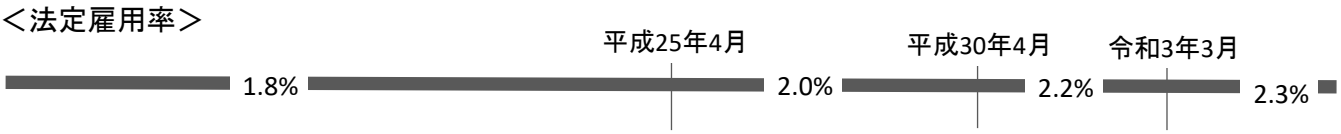

○　企業規模の状況

・　企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、43.5～100人未満規模企業で983.0人（前年は890.0人）、100～300人未満で1,575.5人（同1,536.5人）、300～500人未満で677.0人（同1,066.0人）、500～1,000人未満で1,198.5人（同487.5人）、1,000人以上で1,028.0人（同1,061.0人）となり、300～500人未満、1,000人以上規模企業で前年より減少し、その他の規模企業で前年より増加した。

・　実雇用率は、43.5～100人未満規模企業で2.60％（前年は2.36％）、100～300人未満で2.76％（同2.72％）、300～500人未満で3.32％（同4.96％）、500～1,000人未満で6.56％（同2.91％）、1,000人以上で2.93％（同2.84％）となった。

　なお、民間企業全体の実雇用率3.24％と比較すると、500～1,000人未満規模企業が実雇用率を上回っている。

・　法定雇用率達成企業の割合は、43.5人～100人未満規模企業で59.3％（前年は53.9％）、100～300人未満で71.3％（同70.8％）、300～500人未満で69.4％（同60.9％）、500～1,000人未満で75.0％（同63.0％）、1,000人以上で95.0％（同81.0％）となった。

［第２表］

第2表　民間企業における規模別障害者の雇用状況

区分	①	②	③ 身体障害者の数					④ 知的障害者の数					⑤ 精神障害者の数				⑥	⑦	⑧	⑨
	企業数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数（注1）	A 重度身体障害者（注4）	B 重度身体障害者である短時間労働者（注4）	C 重度以外の身体障害者（注4）	D 重度以外の身体障害者である短時間労働者（注4）	E 計 A×2＋B＋C＋D×0.5 (注2)(注3)	A 重度知的障害者（注4）	B 重度知的障害者である短時間労働者（注4）	C 重度以外の知的障害者（注4）	D 重度以外の知的障害者である短時間労働者（注4）	E 計 A×2＋B＋C＋D×0.5 (注2)(注3)	C 精神障害者（注4）	D 精神障害者である短時間労働者（注4）	E Dのうち（注5）に該当する者	F 計 C＋(D−E)×0.5＋E（注3）	障害者の数 ③E＋④E＋⑤F	実雇用率 ⑥÷②×100	法定雇用率達成企業の数	達成割合 ⑧÷①×100
43.5～100人未満	589	37,812.5	121	31	200	41	493.5	38	14	154	83	285.5	106	98	98	204.0	983.0	2.60 %	349	59.3 %
	(586)	(37,700.5)	(115)	(20)	(178)	(42)	(449.0)	(34)	(15)	(156)	(86)	(282.0)	(95)	(98)	(30)	(159.0)	(890.0)	(2.36) %	(316)	(53.9) %
100～300人未満	387	57,052.5	233	77	264	79	846.5	34	20	233	118	380.0	175	174	174	349.0	1,575.5	2.76 %	276	71.3 %
	(380)	(56,499.0)	(255)	(74)	(276)	(76)	(898.0)	(31)	(22)	(191)	(120)	(335.0)	(164)	(190)	(89)	(303.5)	(1,536.5)	(2.72) %	(269)	(70.8) %
300～500人未満	62	20,406.0	101	25	101	17	336.5	53	13	109	23	239.5	64	37	37	101.0	677.0	3.32 %	43	69.4 %
	(64)	(21,478.0)	(105)	(68)	(109)	(46)	(410.0)	(53)	(16)	(104)	(76)	(264.0)	(49)	(381)	(305)	(392.0)	(1066.0)	(4.96) %	(39)	(60.9) %
500～1,000人未満	28	18,282.5	71	47	78	95	314.5	25	3	132	96	233.0	76	575	575	651.0	1,198.5	6.56 %	21	75.0 %
	(27)	(16,771.5)	(71)	(13)	(74)	(14)	(236.0)	(18)	(2)	(115)	(30)	(168.0)	(73)	(17)	(4)	(83.5)	(487.5)	(2.91) %	(17)	(63.0) %
1,000人以上	20	35,069.0	144	18	142	34	465.0	59	15	255	88	432.0	79	52	52	131.0	1,028.0	2.93 %	19	95.0 %
	(21)	(37,414.0)	(143)	(24)	(151)	(31)	(476.5)	(63)	(24)	(265)	(103)	(466.5)	(87)	(45)	(17)	(118.0)	(1,061.0)	(2.84) %	(17)	(81.0) %
R5年計	1,086	168,622.5	670	198	785	266	2,456.0	209	65	883	408	1,570.0	500	936	936	1,436.0	5,462.0	3.24 %	708	65.2 %
R4年計	(1,078)	(169,863.0)	(689)	(199)	(788)	(209)	(2,469.5)	(199)	(79)	(831)	(415)	(1,515.5)	(468)	(731)	(445)	(1,056.0)	(5,041.0)	(2.97) %	(658)	(61.0) %

注 ： 第1表の注と同じ
：(　)内は、令和4年の数値である

○　産業別の状況平均

・　産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「不動産業,物品賃貸業」、「サービス業」以外の業種で前年よりも増加した。

・　産業別の実雇用率は、「農,林,漁業」2.84％（前年は1.39％）、「製造業」2.63％（同2.80％）、「電気・ガス・熱供給・水道業」2.41％（同2.55％）、「運輸業,郵便業」2.90％（同2.90％）、「卸売業,小売業」2.71％（同2.53％）、「金融業,保険業」2.50％（同2.27％）、「不動産業,物品賃貸業」2.52％（同2.43％）、「生活関連サービス業,娯楽業」6.07％（同5.89％）、「教育,学習支援業」2.35％（同2.34％）、「医療,福祉」5.16％（同4.27％）、「複合サービス事業」4.18％（同4.00％）、「サービス業」2.46％（同2.35％）が法定雇用率を上回っている。

〔第３表〕

第3表　民間企業における産業別障害者の雇用状況

区分	①	②	③ 身体障害者の数					④ 知的障害者の数					⑤ 精神障害者の数				⑥	⑦	⑧	⑨
	企業数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数（注1）	A 重度身体障害者（注4）	B 重度身体障害者である短時間労働者（注4）	C 重度以外の身体障害者（注4）	D 重度以外の身体障害者である短時間労働者（注4）	E 計 A×2＋B＋C＋D×0.5（注2）（注3）	A 重度知的障害者（注4）	B 重度知的障害者である短時間労働者（注4）	C 重度以外の知的障害者（注4）	D 重度以外の知的障害者である短時間労働者（注4）	E 計 A×2＋B＋C＋D×0.5（注2）（注3）	C 精神障害者（注4）	D 精神障害者である短時間労働者（注4）	E Dのうち（注5）に該当する者	F 計 C＋(D−E)×0.5＋E（注3）	障害者の数 ③E＋④E＋⑤F	実雇用率 ⑥÷②×100	達成企業	達成割合 ⑧÷①×100
	企業	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	%	企業	%
農，林，漁業	3	141.0	1	0	2	0	4.0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0.0	4.0	2.84%	3	100.0%
	(4)	(216.5)	(1)	(0)	(0)	(0)	(2.0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(1)	(0)	(0)	(1.0)	(3.0)	(1.39%)	(2)	(50.0%)
鉱業，採石業，砂利採取業	1	68.5	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.00%	0	0.0%
	(1)	(65.5)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0.0)	(0.00%)	(0)	(0.0%)
建設業	66	6,437.5	36	1	41	2	115.0	0	0	5	1	5.5	12	0	0	12.0	132.5	2.06%	44	66.7%
	(64)	(6,207.0)	(31)	(1)	(29)	(4)	(94.0)	(0)	(0)	(7)	(1)	(7.5)	(10)	(1)	(1)	(11.0)	(112.5)	(1.81%)	(35)	(54.7%)
製造業	95	10,397.0	32	4	51	3	120.5	19	4	76	12	124.0	24	5	5	29.0	273.5	2.63%	63	66.3%
	(90)	(10,129.0)	(37)	(7)	(46)	(1)	(127.5)	(19)	(3)	(78)	(20)	(129.0)	(23)	(5)	(3)	(27.0)	(283.5)	(2.80%)	(62)	(68.9%)
電気・ガス・熱供給・水道業	3	1,951.5	20	0	7	0	47.0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0.0	47.0	2.41%	2	66.7%
	(3)	(1,962.5)	(21)	(0)	(6)	(0)	(48.0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(1.0)	(1)	(0)	(0)	(1.0)	(50.0)	(2.55%)	(3)	(100.0%)
情報通信業	61	8,055.5	25	5	26	5	83.5	0	0	2	2	3.0	39	3	3	42.0	128.5	1.60%	28	45.9%
	(59)	(7,944.0)	(28)	(3)	(33)	(5)	(94.5)	(0)	(0)	(2)	(3)	(3.5)	(41)	(3)	(0)	(42.5)	(140.5)	(1.77%)	(26)	(44.1%)
運輸業，郵便業	71	11,391.0	55	4	89	8	207.0	6	1	57	8	74.0	36	13	13	49.0	330.0	2.90%	46	64.8%
	(70)	(11,220.5)	(57)	(4)	(96)	(7)	(217.5)	(7)	(0)	(54)	(7)	(71.5)	(33)	(6)	(1)	(36.5)	(325.5)	(2.90%)	(49)	(70.0%)
卸売業，小売業	200	38,571.5	103	19	147	28	386.0	60	17	322	114	516.0	80	65	65	145.0	1,047.0	2.71%	124	62.0%
	(197)	(40,071.5)	(96)	(24)	(135)	(27)	(364.5)	(60)	(24)	(314)	(120)	(518.0)	(93)	(56)	(22)	(132.0)	(1,014.5)	(2.53%)	(107)	(54.3%)
金融業，保険業	13	6,296.5	38	2	35	3	114.5	2	0	8	0	12.0	30	1	1	31.0	157.5	2.50%	9	69.2%
	(13)	(6,373.5)	(36)	(0)	(34)	(3)	(107.5)	(2)	(0)	(7)	(0)	(11.0)	(26)	(0)	(0)	(26.0)	(144.5)	(2.27%)	(7)	(53.8%)
不動産業，物品賃貸業	30	2,772.5	14	2	10	1	40.5	1	1	15	3	19.5	6	4	4	10.0	70.0	2.52%	21	70.0%
	(31)	(2,944.0)	(16)	(2)	(11)	(0)	(45.0)	(1)	(1)	(14)	(3)	(18.5)	(6)	(3)	(1)	(8.0)	(71.5)	(2.43%)	(21)	(67.7%)
学術研究，専門・技術サービス業	31	3,440.0	13	6	16	1	48.5	0	0	2	6	5.0	13	3	3	16.0	69.5	2.02%	20	64.5%
	(30)	(3,155.5)	(12)	(3)	(14)	(1)	(41.5)	(0)	(0)	(1)	(4)	(3.0)	(11)	(1)	(0)	(11.5)	(56.0)	(1.77%)	(17)	(56.7%)
宿泊業，飲食サービス業	87	13,575.0	42	9	44	15	144.5	10	7	62	21	99.5	29	15	15	44.0	288.0	2.12%	56	64.4%
	(86)	(12,952.5)	(41)	(13)	(53)	(11)	(153.5)	(11)	(5)	(51)	(21)	(88.5)	(22)	(11)	(3)	(29.0)	(271.0)	(2.09%)	(47)	(54.7%)
生活関連サービス業，娯楽業	37	5,170.0	39	4	24	3	107.5	43	3	77	11	171.5	22	13	13	35.0	314.0	6.07%	22	59.5%
	(36)	(5,213.5)	(39)	(5)	(30)	(3)	(114.5)	(42)	(5)	(69)	(10)	(163.0)	(23)	(11)	(2)	(29.5)	(307.0)	(5.89%)	(20)	(55.6%)
教育，学習支援業	22	2,656.0	16	0	13	2	46.0	0	0	1	3	2.5	14	0	0	14.0	62.5	2.35%	15	68.2%
	(22)	(2,591.0)	(17)	(0)	(13)	(1)	(47.5)	(0)	(0)	(2)	(1)	(2.5)	(10)	(1)	(0)	(10.5)	(60.5)	(2.34%)	(14)	(63.6%)
医療，福祉	256	38,603.0	162	121	178	161	703.5	38	26	151	175	340.5	150	797	797	947.0	1,991.0	5.16%	181	70.7%
	(258)	(38,830.0)	(179)	(113)	(183)	(109)	(708.5)	(33)	(33)	(124)	(183)	(314.5)	(122)	(619)	(405)	(634.0)	(1,657.0)	(4.27%)	(175)	(67.8%)
複合サービス事業	7	4,460.5	14	1	20	2	50.0	25	1	56	13	113.5	17	6	6	23.0	186.5	4.18%	5	71.4%
	(6)	(4,513.5)	(16)	(2)	(21)	(4)	(57.0)	(21)	(1)	(54)	(11)	(102.5)	(19)	(3)	(1)	(21.0)	(180.5)	(4.00%)	(5)	(83.3%)
サービス業	103	14,635.5	60	20	82	32	238.0	5	5	49	39	83.5	28	11	11	39.0	360.5	2.46%	69	67.0%
	(108)	(15,473.0)	(62)	(22)	(84)	(33)	(246.5)	(3)	(7)	(53)	(31)	(81.5)	(27)	(11)	(6)	(35.5)	(363.5)	(2.35%)	(68)	(63.0%)
令和5年計	1,086	168,622.5	670	198	785	266	2,456.0	209	65	883	408	1,570.0	500	936	936	1,436.0	5,462.0	3.24%	708	65.2%
令和4年計	(1,078)	(169,863.0)	(689)	(199)	(788)	(209)	(2,469.5)	(199)	(79)	(831)	(415)	(1,515.5)	(468)	(731)	(445)	(1,056.0)	(5,041.0)	(2.97%)	(658)	(61.0%)

注　：　第1表の注と同じ
　　：(　　)内は、令和4年の数値である

２．公的機関における雇用状況

(1) 県の機関（法定雇用率2.6%、県教育委員会は2.5%）

沖縄県（県教育委員会を除く）の５機関に在職している障害者の数は256.5人で、前年より3.6%（9.0人）増加しており、実雇用率は2.97%と、前年に比べ0.1ポイント上昇した。

また、沖縄県教育委員会に在職している障害者の数は218.0人で、前年より3.6%（7.5人）増加しており、実雇用率は1.82%と、前年に比べ0.04ポイント上昇した。

県の機関は６機関中５機関が達成。

〔第４表〕

第4表　沖縄県の機関における障害者の雇用状況（法定雇用率2.6%、教育委員会は2.5%適用）

機関名	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数
合　計	20,636.5 (20,424.5)	474.5 (458.0)	2.30% (2.24%)	81.0 (84.5)
沖縄県　知事部局	5,402.5	163.5	3.03%	0.0
沖縄県　病院事業局	2,428.5	66.0	2.72%	0.0
沖縄県　企業局	272.0	9.0	3.31%	0.0
沖縄県　警察本部	491.5	16.0	3.26%	0.0
沖縄県　議会事務局	55.0	2.0	3.64%	0.0
小　計	8,649.5 (8,617.5)	256.5 (247.5)	2.97% (2.87%)	0.0 (45.5)
沖縄県　教育委員会	11,987.0	218.0	1.82%	81.0
小　計	11,987.0 (11,807.0)	218.0 (210.5)	1.82% (1.78%)	81.0 (84.5)

対象機関　6
うち達成　5
達成割合　83.3%

(2) 市町村の機関（法定雇用率2.6%）

県内市町村の機関に在職している障害者の数は504.0人で、前年より0.7%（3.5人）減少、実雇用率は2.38%と、前年に比べ0.05ポイント低下した。

県内市町村は78機関中53機関が達成。

〔第５表〕

第5表　県内市町村における障害者の雇用状況（法定雇用率2.6%）

機関名	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	
計	21,200.0 (20,874.5)	504.0 (507.5)	2.38% (2.43%)	49.0 (40.0)	
那覇市	2,527.0	65.0	2.57%	0.0	
宜野湾市	866.0	24.0	2.77%	0.0	
石垣市	660.0	18.0	2.73%	0.0	
浦添市	935.0	25.0	2.67%	0.0	
名護市	777.0	16.0	2.06%	4.0	
糸満市	606.5	18.0	2.97%	0.0	
沖縄市	1,342.5	33.0	2.46%	1.0	
豊見城市	456.5	10.0	2.19%	1.0	
うるま市	1,188.5	28.0	2.36%	2.0	
宮古島市	828.5	17.0	2.05%	4.0	
南城市	320.5	6.0	1.87%	2.0	
国頭村	110.5	2.0	1.81%	0.0	
大宜味村	97.5	2.0	2.05%	0.0	
東村	96.0	2.0	2.08%	0.0	
今帰仁村	192.0	2.0	1.04%	2.0	
本部町	165.0	5.0	3.03%	0.0	
恩納村	206.0	6.0	2.91%	0.0	
宜野座村	168.0	5.0	2.98%	0.0	
金武町	237.0	3.5	1.48%	2.5	
伊江村	100.0	2.0	2.00%	0.0	
読谷村	314.0	9.0	2.87%	0.0	
嘉手納町	210.5	4.0	1.90%	1.0	注6
北谷町	333.0	6.0	1.80%	2.0	

対象機関　78
うち達成　53
達成割合　67.9%

北中城村	209.0	5.0	2.39%	0.0	
中城村	190.0	4.0	2.11%	0.0	
西原町・西原町教育委員会	391.5	7.5	1.92%	2.5	
与那原町	218.5	5.0	2.29%	0.0	
南風原町・南風原町教育委員会	450.5	8.0	1.78%	3.0	
渡嘉敷村	81.0	2.0	2.47%	0.0	
座間味村	65.0	4.0	6.15%	0.0	
粟国村	125.0	3.0	2.40%	0.0	
南大東村	57.0	0.0	0.00%	1.0	
北大東村	38.5	0.0	0.00%	1.0	
伊平屋村	97.0	3.0	3.09%	0.0	
伊是名村	68.5	1.0	1.46%	0.0	
久米島町	226.0	4.0	1.77%	1.0	
八重瀬町	170.5	5.0	2.93%	0.0	
多良間村	94.5	3.0	3.17%	0.0	
竹富町	210.0	7.0	3.33%	0.0	
与那国町	63.0	3.0	4.76%	0.0	
那覇市教育委員会	713.0	21.5	3.02%	0.0	
宜野湾市教育委員会	388.5	8.0	2.06%	2.0	注7
石垣市教育委員会	209.5	6.0	2.86%	0.0	
浦添市教育委員会	290.5	6.0	2.07%	1.0	
名護市教育委員会	304.5	6.0	1.97%	1.0	注8
糸満市教育委員会	130.0	2.0	1.54%	1.0	
沖縄市教育委員会	553.0	7.0	1.27%	7.0	
豊見城市教育委員会	164.0	3.0	1.83%	1.0	
うるま市教育委員会	356.0	11.5	3.23%	0.0	
宮古島市教育委員会	260.0	3.0	1.15%	3.0	
南城市教育委員会	116.5	4.0	3.43%	0.0	
国頭村教育委員会	88.0	2.0	2.27%	0.0	
大宜味村教育委員会	57.0	1.0	1.75%	0.0	
東村教育委員会	47.0	1.0	2.13%	0.0	
今帰仁村教育委員会	61.5	1.0	1.63%	0.0	
本部町教育委員会	91.0	2.0	2.20%	0.0	
恩納村教育委員会	97.5	1.0	1.03%	1.0	
金武町教育委員会	90.0	2.0	2.22%	0.0	
伊江村教育委員会	48.0	1.0	2.08%	0.0	
読谷村教育委員会	187.5	5.0	2.67%	0.0	
嘉手納町教育委員会	70.0	2.0	2.86%	0.0	
北谷町教育委員会	186.5	5.0	2.68%	0.0	
北中城村教育委員会	80.5	2.0	2.48%	0.0	
中城村教育委員会	94.0	1.0	1.06%	1.0	
久米島町教育委員会	73.0	2.0	2.74%	0.0	
八重瀬町教育委員会	60.5	1.0	1.65%	0.0	
竹富町教育委員会	108.0	3.0	2.78%	0.0	
那覇市上下水道局	197.0	7.0	3.55%	0.0	
宜野湾市上下水道局	40.0	1.0	2.50%	0.0	
石垣市水道部	48.5	2.0	4.12%	0.0	
浦添市上下水道部	58.0	2.0	3.45%	0.0	
名護市環境水道部	44.0	1.0	2.27%	0.0	
沖縄市上下水道局	91.0	1.0	1.10%	1.0	注9
うるま市水道事業	40.0	1.0	2.50%	0.0	
宮古島市水道部	43.0	1.0	2.33%	0.0	
沖縄県介護保険広域連合	108.0	2.0	1.85%	0.0	
倉浜衛生施設組合	62.0	2.0	3.23%	0.0	
沖縄県後期高齢者医療広域連合	50.0	1.0	2.00%	0.0	

（第４・５表関係注釈）

1　①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

2　②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、１人を２人に相当するものとしてダブルカウントとしている。
重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である、短時間勤務職員については法律上、１人を0.5人に相当するものとして0.5カウントしている。
ただし、精神障害者である短時間労働者については、その１人をもって１人分とカウントされる。

なお、令和４年においては、精神障害者である短時間勤務職員であって、次のいずれかに該当する者を含むもののみを１カウントとしていた。
（1）令和元年６月２日以降に採用された者であること。
（2）令和元年６月２日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。

3　④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（１未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4 記載のない市町村等は、「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」が38.5人未満であり、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に基づく障害者の雇用義務が発生していない。

5 計欄の下段（　　）内の数字は令和４年の数値である。

6 嘉手納町においては、10月1日時点において、障害者の数6.0人、実雇用率2.85%、不足数0.0人となっている。

7 宜野湾市教育委員会においては、９月１日時点において、障害者の数10.0人、実雇用率2.57%、不足数0.0人となっている。

8 名護市教育委員会においては、７月11日時点において、障害者の数7.0人、実雇用率2.30%、不足数0.0人となっている。

9 沖縄市上下水道局においては、11月1日時点において、障害者の数2.0人、実雇用率2.20%、不足数0.0人となっている。

３．地方独立行政法人等における雇用状況

地方独立行政法人等（法定雇用率2.6%）に雇用されている障害者の数は27.0人で、前年より10.0%（3.0人）減少しており、実雇用率は2.20%と、前年に比べ0.31ポイント低下した。

地方独立行政法人等は６機関中４機関が達成。

〔第６表〕

第6表　地方独立行政法人等における障害者の雇用状況（法定雇用率2.6%適用）

法人名	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	
計	1,224.5 (1,197.5)	27.0 (30.0)	2.20% (2.51%)	4.0 (1.0)	
沖縄県住宅供給公社	60.0	2.0	3.33%	0.0	
沖縄県土地開発公社	39.0	0.0	0.00%	1.0	注1
地方独立行政法人那覇市立病院	823.5	18.0	2.19%	3.0	注2
公立大学法人沖縄県立芸術大学	91.5	2.0	2.19%	0.0	
公立大学法人沖縄県立看護大学	58.0	1.0	1.72%	0.0	
公立大学法人名桜大学	152.5	4.0	2.62%	0.0	

対象機関　6
うち達成　4
達成割合　66.7%

（第６表関係注釈）

1 沖縄県土地開発公社においては、７月５日時点において、障害者の数2.0人、実雇用率5.00%、不足数0.0人となっている。

2 地方独立行政法人那覇市立病院においては、12月１日時点において、障害者の数22.0人、実雇用率2.66%、不足数0.0人となっている。

3 「障害者の雇用の促進等に関する法律施行令」別表第二第一号～第八号に定める特殊法人（独立行政法人、国立大学法人、沖縄振興開発金融公庫、沖縄科学技術大学院大学学園等）については、厚生労働省にて発表。

4 計欄の下段（　　）内の数字は令和４年の数値である。

身体障害者の部位別雇用状況

【参考1】

①概況

※実人数

区分	障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数					
	視覚障害者	聴覚又は平衡機能障害者	音声・言語・そしゃく機能障害者	肢体不自由者	内部障害者	身体障害者計
民間企業	人 96 (103)	人 258 (246)	人 28 (28)	人 754 (737)	人 716 (711)	人 1,852 (1,825)

② 企業規模別の雇用状況

区分	障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数					
	視覚障害者	聴覚又は平衡機能障害者	音声・言語・そしゃく機能障害者	肢体不自由者	内部障害者	身体障害者計
43.5～100人未満	26 人 (25)	58 人 (49)	4 人 (2)	148 人 (126)	148 人 (137)	384 人 (339)
100～300人未満	39 (48)	91 (84)	11 (14)	240 (245)	244 (256)	625 (647)
300～500人未満	9 (11)	38 (47)	2 (3)	84 (144)	107 (118)	240 (323)
500～1,000人未満	10 (6)	25 (19)	8 (6)	134 (72)	92 (68)	269 (171)
1,000人以上	12 (13)	46 (47)	3 (3)	148 (150)	125 (132)	334 (345)

③ 産業別の雇用状況

区分	障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数					
	視覚障害者	聴覚又は平衡機能障害者	音声・言語・そしゃく機能障害者	肢体不自由者	内部障害者	身体障害者計
農、林、漁業	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	2 (0)
鉱業,採石業,砂利採取	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
建設業	2 (1)	7 (6)	1 (1)	29 (23)	39 (33)	78 (64)
製造業	2 (3)	24 (25)	1 (1)	31 (31)	31 (29)	89 (89)
電気・ガス・熱供給・水道業	1 (1)	2 (2)	0 (0)	11 (11)	13 (13)	27 (27)
情報通信業	3 (3)	2 (3)	0 (2)	26 (30)	29 (30)	60 (68)
運輸業,郵便業	1 (2)	16 (11)	0 (1)	55 (54)	75 (87)	147 (155)
卸売業,小売業	12 (13)	48 (40)	3 (3)	102 (97)	124 (121)	289 (274)
金融業,保険業	6 (6)	8 (8)	2 (2)	34 (30)	28 (27)	78 (73)
不動産業,物品賃貸業	1 (1)	6 (5)	0 (0)	12 (14)	8 (9)	27 (29)
学術研究,専門・技術サービス業	4 (4)	4 (3)	0 (0)	12 (9)	16 (13)	36 (29)
宿泊業,飲食サービス業	9 (6)	17 (20)	0 (0)	35 (39)	42 (39)	103 (104)
生活関連サービス業,娯楽業	2 (3)	26 (26)	3 (3)	33 (32)	6 (12)	70 (76)
教育,学習支援業	3 (1)	1 (2)	0 (0)	12 (13)	15 (15)	31 (31)
医療,福祉	45 (50)	74 (71)	15 (11)	277 (259)	181 (176)	592 (567)
複合サービス事業	0 (0)	3 (3)	0 (0)	22 (26)	12 (13)	37 (42)
サービス業	5 (9)	20 (21)	3 (4)	62 (69)	96 (94)	186 (197)

注 「身体障害者計」欄には、種類別の身体障害者数について未記入の場合は含まれない。

【参考2】

都道府県別の実雇用率等の状況

注　都道府県別の状況は、企業の主たる事務所（特例子会社等の認定を受けている企業にあっては、その親会社の主たる事務所）が所在する都道府県において、集計したものである。

都道府県名	実雇用率	（対前年増減）	法定雇用率達成企業の割合	（対前年増減）	法定雇用率達成企業の数		
全国	2.33	0.08	50.1	1.8	54,239	／	108,202
北海道	2.58	0.14	53.1	1.8	2,069	／	3,895
青森	2.55	0.14	57.0	2.0	582	／	1,021
岩手	2.42	0.04	59.2	0.3	614	／	1,038
宮城	2.29	0.08	51.1	0.9	830	／	1,624
秋田	2.40	0.11	64.2	2.2	521	／	811
山形	2.31	0.13	57.2	2.9	557	／	973
福島	2.29	0.10	56.7	2.4	862	／	1,519
茨城	2.32	0.12	51.5	1.7	865	／	1,680
栃木	2.39	0.01	58.3	1.5	805	／	1,381
群馬	2.28	0.07	56.1	1.8	964	／	1,717
埼玉	2.42	0.05	49.6	0.8	1,869	／	3,767
千葉	2.38	0.16	52.6	2.4	1,518	／	2,887
東京	2.21	0.07	34.4	1.9	8,057	／	23,407
神奈川	2.29	0.09	46.6	0.8	2,368	／	5,077
新潟	2.38	0.15	60.5	3.3	1,224	／	2,023
富山	2.32	0.08	55.6	△0.3	598	／	1,075
石川	2.49	0.12	55.7	1.3	653	／	1,173
福井	2.58	0.10	60.1	1.9	460	／	765
山梨	2.25	0.05	60.8	2.2	401	／	660
長野	2.42	0.10	62.3	4.2	1,091	／	1,751
岐阜	2.47	0.12	56.2	1.1	939	／	1,671
静岡	2.37	0.05	55.4	2.1	1,717	／	3,100
愛知	2.28	0.09	51.5	2.9	3,531	／	6,853
三重	2.56	0.14	61.9	2.8	810	／	1,309
滋賀	2.52	0.06	59.2	0.6	559	／	944
京都	2.37	0.06	53.7	1.6	1,055	／	1,963
大阪	2.35	0.10	46.1	1.5	4,021	／	8,727
兵庫	2.36	0.08	52.2	1.7	1,899	／	3,635
奈良	3.06	0.15	65.2	1.1	460	／	705
和歌山	2.71	0.17	64.3	1.3	411	／	639
鳥取	2.47	0.08	64.2	3.9	307	／	478
島根	2.83	0.14	69.6	2.0	426	／	612
岡山	2.58	0.04	56.0	1.7	859	／	1,535
広島	2.48	0.10	52.0	2.5	1,265	／	2,431
山口	2.77	0.09	58.5	1.9	562	／	961
徳島	2.40	0.06	63.4	2.1	341	／	538
香川	2.19	0.03	57.1	1.1	519	／	909
愛媛	2.51	0.13	54.7	2.8	590	／	1,079
高知	2.51	0.09	63.6	1.3	344	／	541
福岡	2.38	0.09	52.5	1.7	2,170	／	4,132
佐賀	2.80	0.04	67.9	1.3	430	／	633
長崎	2.85	0.05	62.2	△0.2	638	／	1,026
熊本	2.52	0.05	59.4	2.1	812	／	1,366
大分	2.72	0.11	65.1	3.6	587	／	901
宮崎	2.66	0.09	65.5	2.5	569	／	869
鹿児島	2.62	0.09	61.0	1.2	802	／	1,315
沖縄	3.24	0.27	65.2	4.2	708	／	1,086

【参考3】

障害者法定雇用率達成割合

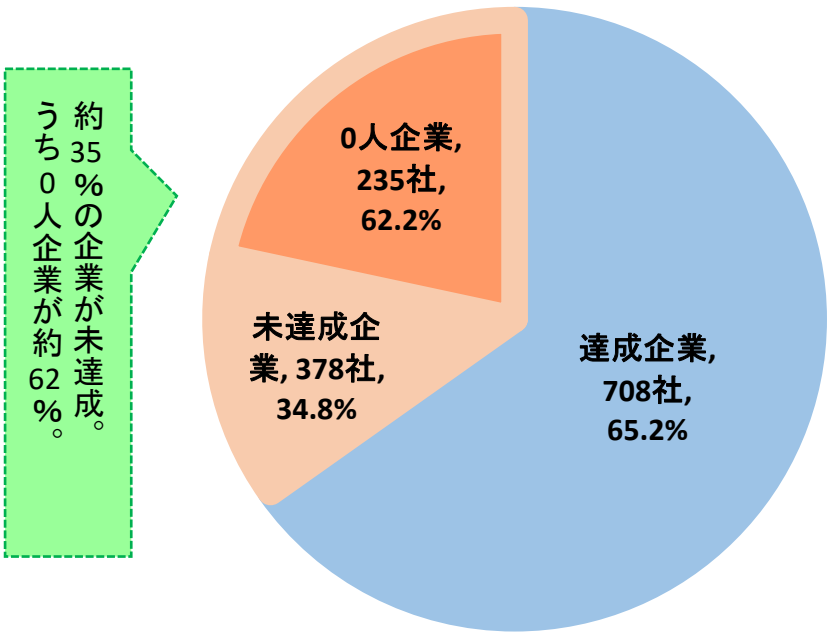

障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

区分	①法定雇用率未達成企業の数	②不足数								③障害者の数が0人である企業数
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人以上9人以下	9.5人以上20人以下	20.5人以上	50.5人以上	
規模計	**378** (100.0%)	**284** (75.1%)	**64** (16.9%)	**19** (5.0%)	**7** (1.9%)	**4** (1.1%)	**－** －	**－** －	**－** －	**235** (62.2%)
43.5-100人未満	**240** (100.0%)	**222** (92.5%)	**18** (7.5%)	**－** －	**－** －	**－** －	**－** －	**－** －	**－** －	**209** (87.1%)
100-300人未満	**111** (100.0%)	**53** (47.7%)	**41** (36.9%)	**15** (13.5%)	**2** (1.8%)	**－** －	**－** －	**－** －	**－** －	**26** (23.4%)
300-500人未満	**19** (100.0%)	**7** (36.8%)	**3** (15.8%)	**4** (21.1%)	**4** (21.1%)	**1** (5.3%)	**－** －	**－** －	**－** －	**0** (0.0%)
500-1000人未満	**7** (100.0%)	**2** (28.6%)	**1** (14.3%)	**－** －	**1** (14.3%)	**3** (42.9%)	**－** －	**－** －	**－** －	**0** (0.0%)
1,000人以上	**1** (100.0%)	**－** －	**1** (100.0%)	**－** －	**－** －	**－** －	**－** －	**－** －	**－** －	**0** (0.0%)

注１　上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。
　　２　②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である。

○　民間企業　……
- 一般の民間企業　……　２．３％
  （43.5人以上規模の企業）
- 特殊法人等　……　２．６％
  - 労働者数38.5人以上規模の特殊法人、独立行政法人、国立大学法人等

○　国、地方公共団体　……　２．６％
（38.5人以上規模の機関）

○　都道府県等の教育委員会　……　２．５％
（40.0人以上規模の機関）

※（　）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって１人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※　特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※　重度身体障害者又は重度知的障害者については、その１人の雇用をもって、２人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※　重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（１週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、１人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※　精神障害者である短時間労働者については、当分の間、その1人をもって1人分としてカウントされる。